

いじめのない 笑顔あふれる学校を



あさひかわしりつちよだしょうがっこう
旭川市立千代田小学校

年 組 なまえ
名前

1 はじめに

みなさん、いじめを防止するための法律「学校いじめ防止対策推進法」が平成25年に作られたことを知っていますか？

いじめを受けた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そして、そのようないじめが続くと、心や体の成長に悪い影響を与えたり、場合によってはその人の命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

千代田小学校では、これまでも、「いじめは決して許されない行為」であるという認識のもとに、いじめられている子がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子には、その行為を絶対に許さないことや防止するための活動をしています。そして「学校いじめ防止対策基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとして、先生方や保護者の皆さんと協力し、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見付ける取組を進めます。また、いじめや友達との悩みなどがある時などは、必要に応じて、スクールカウンセラーなどの専門家に相談をしたりできるようにします。

児童のみなさん、いじめを「絶対に許さない」「見逃さない」という気持ちを持ち、先生方や保護者の皆さんと協力して、いじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

2 いじめとは

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

次のようなことは「いじめ」です

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し、嫌なことを言う。
- 仲間はずれ、集団で無視する。
- 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりする。
- ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりする。
- 金品をたかる。
- 金品を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをしたり、させたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをする。
- 震災や感染症に関わった人に対して、根拠のない差別をする。 など

3

いじめのない学校をつくるために

こんなことを心がけて生活します

- いじめは、「絶対に許さない」という強い心をもちます。
- お互いのよさや違いを認め、尊重し合います。
- 相手の気持ちを考えて、発言したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 友達と協力しながら係活動や行事に進んで取り組みます。
- 体験活動やボランティア活動に取り組み、友達との絆を強めます。
- パソコンや携帯電話、スマートフォンは、ルールを守って使います。
- 自分や友達を大切にします。

もし、いじめられたときは

- 一人で悩まずに、先生方や家族などの大人や友達に相談しましょう。

いじめを「見た」「聞いた」「相談された」ときは

- 見て見ぬふりをせず、勇気をもって助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するよう話します。

いじめのない学校をつくるために自分ができること



< 5月 >

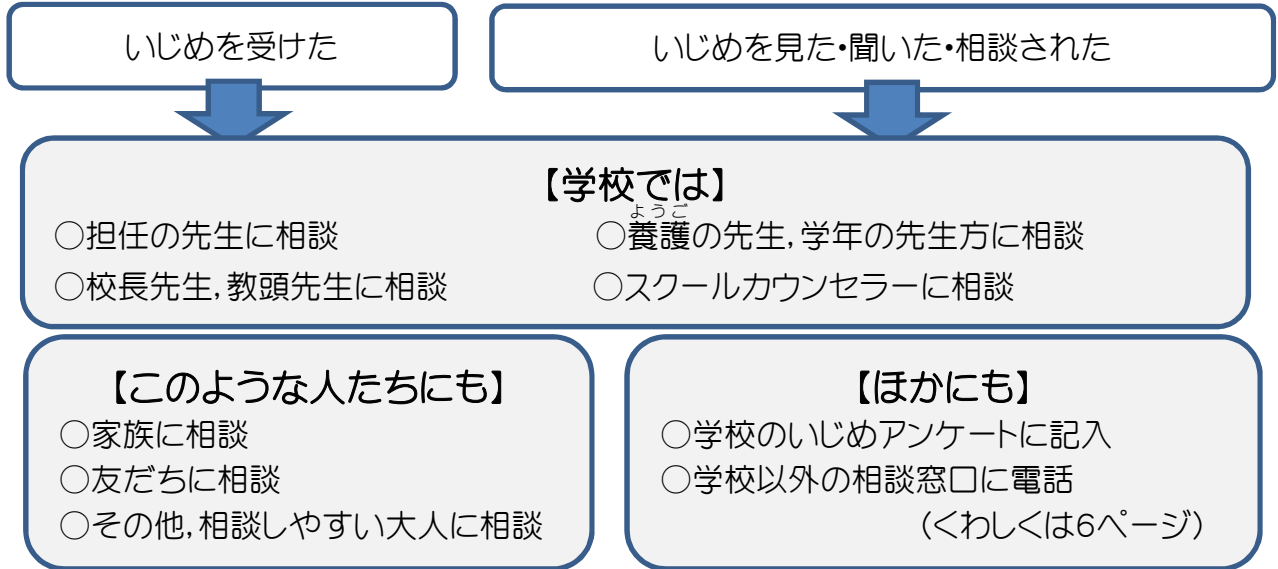
< 11月 >

< 2月 >

4

いじめを受けた・見た・聞いた・相談されたときは

①まわりの人に相談しましょう



②いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	<input type="checkbox"/> いじめから守ります。 <input type="checkbox"/> 不安なく、学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーがいつでも相談に乗ります。 <input type="checkbox"/> 必要がある場合、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめた人にあやまり、もう二度といじめをしないことを約束させます。 <input type="checkbox"/> いじめは人として絶対に許されないことや、よりよい行動に向かうことを考えさせます。 <input type="checkbox"/> 必要がある場合、警察などに相談します。 <input type="checkbox"/> 二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。	<input type="checkbox"/> いじめに加わっていなくても自分にも関係していることを気付かせます。 <input type="checkbox"/> いじめに気付いたときに、誰かに知らせる大切さを教えます。 <input type="checkbox"/> いじめを見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行いも許されないことを教えます。 <input type="checkbox"/> みんなでいじめをなくし、よりよい学級や集団をつくることの大切さを教えます。
家の人に	<input type="checkbox"/> いじめを受けたことや、いじめがなくなるまでの学校の取組を説明します。	<input type="checkbox"/> いじめを行ったことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	いじめを知らせてくれた人 <input type="checkbox"/> 秘密を守り、いじめを行った人から守ります。 <input type="checkbox"/> 協力が必要なときには、説明をします。

5

いじめを防止するための児童会の取組

児童会が主体となった、千代田っ子の取組

先生方の生徒指導部や児童会が中心となって学校からいじめを無くすためにいろいろな活動をしています。その中には、同じ中学校に通う予定の千代田小学校、啓明小学校、そして東光中学校の三校が合同で取り組んできた「いじめ防止標語」や「いじめ防止宣言」等があります。様々な取組を今年度も実施する予定です。

いじめに対する意識の向上を図るために、道徳の授業や様々な行事を通して、学校や社会のルールを守り、自分や友達を大切にすることを育て、千代田っ子全員が「いじめのない笑顔あふれる学校」をつくれるよう取組を進めます。

昨年の「いじめ防止標語」

- 6年 いじめはね やめるじゃなくて はじめない
- 6年 笑顔の輪 広がるように 声かけよう
- 6年 いじめの戸 開けたらいじめ 開けないで!
- 5年 なにげない その一言で きずがつく
- 5年 涙より 笑顔あふれる 友情を
- 4年 いじめなし 相手の心を 大切に
- 4年 一言で なにかが変わる 本当に



いじめを相談できる窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

＜電話番号＞ 0120-126-744（いじめなしよ）
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

＜電話番号＞ 0120-677-110
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞ 0120-007-110（ゼロゼロなのひゃくとおばん）
＜受付時間＞ 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞ 0166-31-5511
＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

＜電話番号＞ 050-3383-5566
＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

＜電話番号＞ 0166-46-5243
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞ 0120-3882-56
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）
＜受付時間＞ 毎日24時間
＜メール相談＞ sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Webサイト＞ <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞ 011-231-4343
＜受付時間＞ 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

＜電話番号＞ 050-3786-0799 または #8891
＜受付時間＞ 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）
＜メール相談＞ sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立千代田小学校 電話 0166-31-0967